令和７年１２月５日

各　位

苫小牧信用金庫
理事長　久保田　順司

第三者委員会調査結果報告書の受領について

本年 5 月 26 日に当金庫と利害関係のない弁護士による、経営管理態勢や法令等遵守態勢が有効に機能しなかった要因分析等の調査と、その結果に基づいた再発防止のための提言を受けるため、第三者委員会を設置し調査を依頼しておりました。

12 月 3 日付で、第三者委員会から別添のとおり調査報告書を受領いたしましたので、下記の通りご報告申し上げます。

記

１．調査結果報告書

別添「調査報告書」をご覧ください。なお、今回の調査の結果、業務改善命令を受けるに至った法令違反等に該当する不適切な業務執行以外の新たな事実は見つかりませんでした。

２．第三者委員会調査結果報告書を踏まえた今後の対応

（１）旧経営陣への責任追及

元・前理事及び元・前監事、に対する責任調査委員会をそれぞれ設置し、旧経営陣への損害賠償請求と内部規程に基づく処罰の両面で適切な責任追及を進めて参ります。

（２）業務改善計画の見直し

第三者委員会調査報告で業務改善計画にある当金庫取組について一定の評価を得ておりますが、今後も継続的な同計画の見直しを行い、着実に実行して参ります。経営管理態勢、法令等遵守態勢を含む内部統制機能の充実・強化を図り、地域の皆さま並びにお客さまの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

以　上

【本件に関するお問い合わせ先】

コンプライアンス部　電話 0144-84-3327
受付時間　平日午前９時～午後５時

2025 年 12 月 3 日

苫小牧信用金庫　御中

調　査　報　告　書

（公表版）

第三者委員会

委員長　八木　宏樹

委員　　荒木　健介

委員　　川村　明伸

第１　第三者委員会の設置と活動の概要

１　第三者委員会の発足

苫小牧信用金庫（以下「金庫」という。）は、令和７年５月９日、財務省北海道財務局（以下「財務局」という。）より、後述する具体的な事実（問題点）を前提として、経営責任の明確化、理事会及び監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立、子会社等を含め法令に基づき適切に業務を行うための法令等遵守態勢の確立、内部監査部門の独立性の確保を含む内部監査態勢の充実・強化、等を主旨とする行政処分を受けた。

金庫は、本件行政処分の前提となった問題点及びそれら問題点が発生した背景等についての事実関係の把握と分析、関係者の責任の有無と内容等の検討を的確に行っていくために、金庫とは独立した、中立・公正な第三者たる専門家により構成される第三者委員会（以下「当委員会」という。）を設置し、調査・報告を求めるに至った。

２　各委員と法人の利害関係

当委員会の構成は以下のとおりである。

委員長　八木　宏樹（弁護士　廣部・八木法律事務所）

委　員　荒木　健介（弁護士　藤田・荒木・村本法律事務所）

委　員　川村　明伸（弁護士　みらい共同法律事務所）

各委員は金庫と利害関係を有しておらず、有していたこともない。

３　当委員会の業務内容・目的

当委員会の目的は、本件行政処分に記載された事実の調査と当該事実に関与した役職員の責任の有無に関する法的意見の表明である。この目的を達するため、当委員会は、必要な事実調査を行い、その結果に基づいて事実を認定し、認定された事実に基づく評価を行って再発防止策を提言する、等の業務を行った。

４　当委員会の体制

当委員会は、その業務を誠実に遂行するためには、金庫からの独立性を確保するとともに金庫の全面的な協力が不可欠であると考え、金庫との委任契約において、大要以下のような合意をした。

・金庫は当委員会による調査に全面的かつ積極的に協力し、そのために以下の義務を負う。

・当委員会に対して、金庫が所有するあらゆる資料・情報、金庫の役員・従業員へのアクセスを保障する。
・金庫の役員・従業員に対し、当委員会による調査に対し、他の業務に優先して協力することを業務として命令する。
・調査報告書の起案権は当委員会に専属する。
・金庫は、当委員会が提出した調査報告書を、原則として遅滞なく、不祥事に関係するステークホルダーに開示しなければならない。

5　当委員会の活動の概要

⑴　関連資料の精査

当委員会は、金庫より、本件行政処分の前提となる検査に際し、金庫が財務局に対して提出した資料及び当委員会が必要と認めて金庫に対して提供を求めた資料の提供を受け、それらを精査した。

⑵　事情聴取

①　金庫の旧役員　１０名
②　金庫の従業員　５名

当委員会は、上記の関係者に直接面談し、事情聴取を行った。

第２　金庫の管理体制

1　組織図　（略）

2　理事会の構成、権限等について

金庫の理事会規程において、理事会の目的は「理事会は、この金庫の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。」と定められている。また、理事会は、理事の全員をもって構成するものとされ、監事は、理事会に出席のうえ、必要と認める場合には意見を述べなければならないとされている。

同規程において、理事会決議事項は以下のとおりと定められている。

(1) 総（代）会の招集に関する事項
(2) 計算書類及び業務報告並びにこれらの附属明細書の承認
(3) 定款の変更に関する事項

(4) 業務の種類または方法の変更
(5) 重要な財産の処分及び譲受けに関する事項
(6) 多額の借財に関する事項
(7) 支配人その他の重要な使用人の選任及び解任
(8) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
(9) 代表理事及び役付理事の選定及び解職
(10) 総代選任区域及び区域ごとの定数の決定
(11) 重要な争訟に関する事項
(12) 理事とこの金庫間の取引等の承認
(13) 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの金庫から受ける財産上の利益に関する事項
(14) 役員等とこの金庫間の補償契約の締結に関する事項
(15) 役員等賠償責任保険契約の締結に関する事項
(16) 貸付、手形の割引等与信に関する重要事項
(17) 人事及び給与並びに報酬等に関する重要事項
(18) 会員の加入の承諾
(19) 会員の持分の譲渡の承諾
(20) 会員の持分の譲受け
(21) 脱退した会員の持分の払戻
(22) 経営管理態勢、金融円滑化及びリスク管理等に関する事項
(23) この金庫の業務並びにこの金庫及びその子会社から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
(24) その他業務執行に関する重要事項

また、監事は、理事が不正の行為をし、もしくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならないとされている。

3　常務会の構成、権限等について

金庫の常務会規程は、「常務会は、会長及び理事長が業務を執行するにあたり、その執行方針を確立するため、経営全般に関する重要事項を協議するため設置する。また、内部規程で常務会承認を必要

とするもの、及び常務会で決定することが適当と認めたものについて決議する。」と定めており、常務会は、常勤理事をもって構成するものとされている。

同規程において、常務会の協議事項は、理事会付議事項及び理事会報告事項の他、以下のとおりと定められている。

⑴　経営管理及び法令等遵守態勢並びに各種リスク管理態勢に関する事項

①　各管理態勢に関する共通事項

ア　規定管理規程で常務会権限となっている規程の整備

イ　所管部門の管理態勢の整備

ウ　理事会等への報告・承認態勢の整備

エ　内部監査実施手順及び内部監査計画の策定

オ　内部規程・組織体制の整備プロセスの見直し

カ　管理態勢の分析・評価及び分析・評価プロセスの見直し

キ　管理態勢に係る改善活動の進捗状況のフォローアップ

②　経営管理（ガバナンス）態勢に関する事項

ア　新規商品等の事前審査・承認を行う態勢の整備

イ　子会社等に関する管理態勢の整備

ウ　危機管理態勢の整備

③　法令等遵守態勢に関する事項

ア　本人確認に関する態勢の整備

イ　疑わしい取引に関する態勢の整備

ウ　反社会的勢力に対応する態勢の整備

④　統合的リスク管理態勢に関する事項

ア　ＡＬＭ委員会等の整備

⑤　自己資本管理態勢に関する事項

ア　自己資本の充実の状況に関する事項

⑥　信用リスク管理態勢に関する事項

ア　信用格付制度の整備

イ　クレジットリミットの設定

ウ　信用集中リスクの管理

⑦　市場リスク管理態勢の整備に関する事項

ア　限度枠の設定

⑧　流動性リスク管理態勢に関する事項

ア　限度枠の設定

⑵　業務執行状況

①　本部各部の業務計画並びにその執行に関する事項

②　給与並びに報酬に関する事項

③　人事異動に関する事項

④　賞罰に関する事項

⑤　１件１０万円を超える寄付

⑥　不動産の取得並びに処分

⑦　不動産の賃貸借のうち重要と認められるもの

⑧　１件３００万円を超える動産の取得

⑨　営繕のうち重要と認められるもの

⑩　新種商品、新規業務の取扱いに関するもの

⑪　各種契約のうち重要と認められるもの

⑫　基準金利の決定または変更

⑬　融資権限規程に基づく協議事項

⑭　管理債権の回収方策のうち重要と認められるもの

⑮　管理債権の償却及び売却などオフバランスに関する事項

⑯　企業再生支援の取組状況

⑰　各種会議の開催に関する事項

⑱　各種委員会の設置に関する事項

４　監事及び監事会の構成、権限等について

監事は、理事の職務の執行を監査することを任務とし、いつでも、理事や職員に対し、事業の報告を求めることができる（信用金庫法第３５条の７で準用する会社法第３８１条１項）。また、監事は、理事が信用金庫の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって信用金庫に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる（信用金庫法第３５条の７で準用する会社法第３８５条）。監事は、理事が総会に提出しようとする議案及び書類等を調査し、そ

の場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない（信用金庫法第３５条の７で準用する会社法第３８４条）。

金庫の監事会規程において、監事会は、監事全員をもって構成され、監査に関する協議機関として各監事の意見を尊重し、十分に協議をつくすことを基本とするものとされている。また、監事会の職務は、①監査意見の形成に関する検討及び協議、②常勤の監事の選定及び解職、③監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監事の職務執行に関する事項の検討及び協議とされている。

5　内部監査組織の体制について

金庫の内部監査方針は、基本方針として、「経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理態勢の有効性及び適切性を検証・評価することを目的に、金庫の内部組織及び子会社等に対し、全業務プロセスの有効性及び適切性を検証・評価する内部監査を実施する」としている。

同方針において、理事会の役割は、「内部統制基本方針に則り、内部管理態勢の適切性及び有効性を検証する監査部門を設置し、被監査部門からの独立性を確保し牽制機能が働く体制を整備するとともに、監査部門が被監査部門から不当な制約を受けることなく監査業務を実施できる態勢を整備する」、「監事監査、内部監査及び外部監査の結果並びに各部門からの報告等の内部監査の状況に関する情報に基づき、内部監査の実効性の分析・評価を行い態勢上の弱点、問題点等改善すべき点の有無等を検討するとともに、その原因を適切に検証し、適時にプロセス等の見直しを行う」、「分析・評価及び検証結果に基づき必要に応じて改善計画を策定しこれを実施する等の方法により、当該問題点及び態勢上の弱点の改善を実施するとともにフォローアップを図る態勢を整備するほか、必要に応じて内部監査の状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、改善プロセスの有効性を検証し、適時に見直す」としている。また、常務会の役割を「内部監査の実施対象となる項目及び実施手順を定めた内部監査実施要領を監査部門に策定させ、承認する」、「被監査部門における経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧

客保護等及びリスク管理の状況を把握したうえ、頻度及び深度に配慮した効率的且つ実効性のある内部監査計画を監査部門に策定させ、その重点項目を含む基本的事項を承認する」としている。

また、金庫の内部監査規程において、監査部門長は、各事業年度の開始にあたり、内部監査計画書を作成し、常務会の承認を受けなければならず、四半期ごとに具体的な実施計画を作成し、理事長の承認を受けなければならないものとされている。そして、監査部門長は、監査の結果について、内部監査報告書により遅滞なく理事長に報告しなければならないものとされ、内部監査報告書で指摘した重要な事項について、問題の発生頻度、重要度及び原因等を分析したうえ、遅滞なく理事会に報告しなければならず、特に経営に重大な影響を与えると認められる問題点及び顧客の利益が著しく阻害される問題点について、すみやかに理事会に報告しなければならないものとされている。また、監査部門長は、監査の過程で法令等違反行為またはそのおそれのある行為の連絡を受けた場合、すみやかにコンプライアンス統括部門長に報告しなければならないものとされている。

6　コンプライアンス組織の体制について

金庫の法令等遵守方針は、基本方針として「公共的使命及び社会的責任を負う金融機関として、法令等遵守態勢の整備・確立が、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして捉え、あらゆる法令や社会ルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実且つ公正な業務運営を遂行する」としている。

同方針において、理事会の役割は、「定期的にまたは必要に応じて、法令等遵守の状況に関する報告、調査結果等を踏まえ、適時に方針の見直しを行う」、「コンプライアンスを統括する責任者に「コンプライアンス・ガイド」を整備させるほか、コンプライアンス実現のための「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定させ、これらを承認したうえで金庫全体に周知させる」等としており、「理事会及び代表理事は、「コンプライアンス・プログラム」の推進状況を把握・評価し、業績評価等に公正に反映する」としている。

また、常務会の役割は、「各業務部門及び営業店等において、法令

等遵守態勢の実効性を確保する態勢を整備する」、「統括管理者及び各部門長に定期的にまたは必要に応じて、常務会等に対し法令等遵守の状況を報告させ、または承認を求めさせるほか、各部門からの報告等全ての法令等遵守の状況に関する情報に基づき法令等遵守の実効性の評価を行い、態勢上の問題点等改善すべき事項について検討しその原因を検証し、適時にプロセス等の見直しを行う」等としている。

そして、金庫のコンプライアンス規程において、コンプライアンス統括管理者及び統括部門の役割を、①コンプライアンス・ガイドの策定及び周知、②コンプライアンス行動基準チェックリストの策定、③コンプライアンス・プログラムの立案、周知及び管理、④法令等遵守状況の点検及び指導、⑤コンプライアンス担当者会議の企画、実施、⑥コンプライアンス研修の実施、⑦新規業務及び新商品、規程等に係るリーガル・チェック等、⑧法務関連情報の収集、管理及び各種法令に係る各部門との協議と定め、それぞれの内容についても定めている。

さらに、金庫は、「コンプライアンス規程に則り、リーガル・チェック等を行う対象のほか、その業務の適法性について、事前に法的側面からの慎重な検討を経たうえで実行する等、法令等遵守の観点から適切なリーガル・チェック等を実施するために必要な体制、手続等を定め、法務リスクの未然防止及び顧客との信頼の確保等を図ること」を目的として、リーガル・チェック等規程を策定している。同規程において、リーガル・チェック等の定義を、法務面の点検に加えて広義のコンプライアンスチェックを含み、例えば、内部の担当部門または外部の弁護士その他の専門家により内部規程等の一貫性・整合性や、取引及び業務の適法性について法的側面から検証することと定めている。そして、リーガル・チェック等を行う文書、取引及び業務の対象を定めるとともに、リーガル・チェック等リストの様式を定め、それを用いて行うものとしている。

7　業務執行体制の問題点

理事長・会長その他の役職を歴任し、金庫の役員を辞任したＡ氏は、業務執行権が無かったにもかかわらず、意に沿わない言動をし

た役職員を叱責したり、本来有していないはずの人事上の影響力などを背景に、自身の意に沿う業務執行を強い、金庫もそれに従ってきた。こうした状況が継続することで、金庫において A 氏の意向、指示が絶対的なものとされ、役職員は A 氏の意向に沿う形での業務執行を行うようになった。収益を優先する A 氏の意向のもと、人員は営業部門に優先的に配置され、コンプライアンス部門は、人員の削減等の影響により、モニタリングの重要な柱の一つであるコンプライアンス臨店指導の停止を余儀なくされていた。

その結果、金庫においては、業務執行に際して、法令・規程を正しく理解し、確認するという基本的なコンプライアンス行動が徹底されない組織風土が醸成されていた。かかる組織風土に起因する経営管理態勢における重大な問題は以下のとおりである。

⑴　代表理事の職責不履行

代表理事は、A 氏の意向に基づき役職員に法令違反又はそのおそれのある業務を行わせていることを承知していながら、反対意見を表明するなど、適切な業務執行を行っておらず、A 氏の意向に基づく違法な業務遂行に賛成していた例もみられ、その職責を果たしていなかった。

⑵　理事の職責不履行及び理事会・常務会による経営管理機能不全

理事は、A 氏の意向に基づき役職員に法令違反又はそのおそれのある業務を行わせていることを承知していながら、反対意見を表明するなど、適切な業務執行を行っておらず、A 氏の意向に基づく違法な業務遂行に賛成していた例もみられ、その職責を果たしていなかった。

一部の事例では、当時の常勤理事が A 氏の指示に従い業務を執行したり、事実関係が表面化しないように隠ぺいに関与したりする事例もあるなど、その職責を果たしていなかった。

このため、理事会、常務会において、法令違反又はそのおそれのある案件に対して、実質的な協議・検討を行わないままこれを承認しているものが複数認められたほか、経営上の重要な事案が適時に付議・報告されていないものが認められた。

⑶　常勤監事の職責不履行

常勤監事は、独立して理事の職務執行を監査し、理事による違法又は著しく不当な業務執行を抑制する役割を担っているにもかかわらず、A氏の意向による法令違反又はそのおそれのある業務執行に対し、自ら調査・検証を行わず、行為の差止めを請求するなどの措置も講じておらず、その職責を果たしていなかった。

⑷　内部監査の機能不全

内部監査態勢について、監査部門の独立性が十分に担保されておらず、A氏の関わる事案を監査対象から除外する、表面的な検証に終始し業務プロセスの有効性や適切性を検証できていない、といった必要な監査が実施されていないという問題があり、本部や営業店の業務執行における問題点を指摘できていないなど有効に機能していなかった。

第３　発生した問題

１　他業禁止違反

⑴　法の規定

ア　信用金庫は、信用金庫法第５３条で定められた以外の業務を行うことはできないところ、不動産賃貸、不動産売買の媒介等の業務は、同条第３項により、信用金庫が行うことができる業務に付随する業務として認められる場合に限り行うことができるとされる。

イ　信用金庫が行うことができる事業に「付随する業務」として認められるためには、

ⅰ当該業務が法（引用者注：銀行法）第１０条第１項各号及び第２項各号に掲げる業務に準ずるか（準業務要件）、

ⅱ当該業務の規模が、その業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか（非過大性要件）、

ⅲ当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか（親近性・リスク同質性要件）、

ⅳ銀行が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか（余剰性要件）

（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針Ⅲ－４－２－

２⑷)、といった観点から総合的に考慮し合理性が認められる必要がある。

また、その総合的な考慮に際し、同指針Ⅲ－４－２－２⑷注２においては、「例えば、グループ会社以外の者に対し事業用不動産の賃貸等を行わざるを得なくなった場合においては、以下のような要件が満たされていることについて、銀行自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意すること。」として、

イ　行内的に業務としての積極的な推進態勢がとられていないこと

ロ　全行的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと

ハ　当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方自治体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最低限の経費支出にとどまっていること

ニ　賃貸等の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと

の要件を提示し、「なお、国や地方自治体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い賃貸等を行う場合は、地方創生や中心市街地活性化の観点から、二.については要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。」としている。

⑵　不動産の賃貸について

ア　金庫は下記の不動産賃貸借につき、法に基づく他業禁止規定の例外に該当しないにもかかわらず賃貸していた。

事案①（苫小牧市）

特定の債務者の支援及び債務圧縮のために平成２４年購入。駐車場として賃貸継続。

事案②（苫小牧市）

平成２９年購入。大半が駐車場として賃貸継続。

事案③（苫小牧市）

特定の債務者の支援及び債務圧縮のために平成２７年購入。駐車場として賃貸継続。

事案④（苫小牧市）

将来的な支店駐車場拡張を期待して、具体的な退去時期を見込めない入居中のアパートの敷地を平成２８年購入。支店駐車場拡張の実現が不明確なまま、金庫の子法人等である甲株式会社（以下「甲」という。）に対して土地を賃貸し、実質的には同社と一体となって賃貸アパートを経営。

事案⑤（苫小牧市）

支店駐車場敷地として平成元年購入。同２６年当該支店建替えに伴い駐車場敷地に余剰ができたため、同２７年賃貸用店舗敷地として賃貸し、現在も継続中。

事案⑥（札幌市）

昭和４４年職員住宅敷地として取得したと考えられる。当該職員住宅老朽化に伴い、甲が賃貸アパートを建設、令和元年甲に対して敷地を賃貸中。アパート１８戸のうち、金庫が職員住宅として７戸を借り上げ、１１戸は一般向けに賃貸。

事案⑦（苫小牧市）

特定の債務者の支援及び債務圧縮のために令和４年購入。支援先の前土地所有者が所有する賃貸用ビルの敷地として賃貸。

事案⑧（苫小牧市）

令和４年購入。事務所用地として賃貸しているが終了後の具体的利用計画は無い。

イ　上記各物件につき、本項⑴イ記載の要件に照らし、信用金庫が行うことができる事業に「付随する業務」として認められるか、検討する。

ｉ　事案①について

準業務要件　　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務に付随するものではなく固有業務の規模と比較できない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　特定債務者の支援及び債務圧縮を図る目的で新たに物件を取得したものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力には該当しない。

検討・結論　したがって、法に基づく業務として認められない。

ii　事案②について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務に付随するものではなく固有業務の規模と比較できない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　再開発への協力のため具体的な利用計画が無い中で取得したものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力には該当しない。

検討・結論　したがって、法に基づく業務として認められない。

iii　事案③について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務に付随するものではなく固有業務の規模と比較できない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　特定債務者の支援及び債務圧縮を図る目的で新たに物件を取得したものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力には該当しない。

検討・結論　したがって、法に基づく業務として認められない。

iv　事案④について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務に付随するものではなく固有業務の規模と比較できない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　具体的な退去時期が見込めない入居中アパートの底地を取得したものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力には該当しない。

検討・結論　したがって、法に基づく業務として認められない。

v　事案⑤について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務の規模と比較して過大とは認められない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　金庫支店駐車場と敷地として利用していたが店舗建替えに伴い生じた余剰スペー

スを賃貸したものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力に該当する。

検討・結論　支店店舗建替え後、当該支店とは独立した賃貸用店舗敷地として３０年間賃貸しているものであり、中小・地域金融機関向総合的な監督指針Ⅲ‐４－２－２（注３）の「リストラにより、事業用不動産であったものが業務の用に供されなくなったことに伴い、短期の売却等処分が困難なことから、将来の売却等を想定して一時的に賃貸等を行わざるを得なくなった場合」には該当せず、「その他付随業務」の範疇を越えており、法に基づく業務として認められない。

vi　事案⑥について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務の規模と比較して過大とは認められない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　職員向け住宅建替え時に、敷地の有効利用のため、子会社等に新たな集合住宅を建築させて当該敷地を賃貸したものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力に該当する。

検討・結論　建築したマンション全１７戸のうち職員住宅として借り上げた住戸は７戸にとどまり、大部分は一般向け賃貸用マンションの敷地として長期間にわたる賃貸契約

を締結しているのであり「その他付随業務」の範疇を越えており、法に基づく業務として認められない。

vii　事案⑦について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務に付随するものではなく固有業務の規模と比較できない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　賃貸ビル敷地として利用されている土地を、具体的な利用計画も無い中で取得し、すぐに賃貸しているものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力には該当しない。

検討・結論　したがって、法に基づく業務として認められない。

viii　事案⑧について

準業務要件　不動産賃貸業務であり信用金庫の本来的事業に準ずるものではない

非過大性要件　固有業務に付随するものではなく固有業務の規模と比較できない。

親近性・リスク同質性要件

不動産賃貸業務であり同質性は認められない。

余剰性要件　具体的な利用計画も無い中で取得し、すぐに賃貸しているものであり、固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力には該当しない

検討・結論　したがって、法に基づく業務として認められない。

⑶　不動産売買の媒介

ア　上記のとおり信用金庫法第５３条は信用金庫が行い得る業務を規定しており、そこに不動産売買の媒介は規定されていないところ、金庫は職員向けの法令遵守手引書（「コンプライアンス・ガイド」）において、同規定について説明したうえ、宅地建物取引業者でない者が業として反復継続して宅地建物の売買・交換・賃貸の代理媒介を行ってはならないこと、「業として行う」ということは不特定多数の者を相手として行うことを指し、利益が生じたか否かは問わないこと、等を適示し違法な行為を行わないことを求めている。

イ　しかし金庫は長年にわたり顧客の不動産売買に関与しており、以下の事実の存在が確認された。

事案①

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、契約当時者の引き合わせ、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、契約締結立ち会い、等を行った。形式上の仲介業者は甲。

事案②

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、権利関係等の調査、契約当時者の引き合わせ、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、契約締結立ち会い、等を行った。

事案③

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、権利関係等の調査、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、等を行った。

事案④

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、権利関係等の調査、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、等を行った。

事案⑤

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、権利関係等の調査、契約当事者の引き合わせ、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、等を行った。

事案⑥

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、権利関係等の調査、契約当事者の引き合わせ、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、等を行った。

事案⑦

金庫が、物件・取引相手の探索、物件情報の提供、権利関係等の調査、契約当事者の引き合わせ、物件についての説明、取引条件の交渉・調整、等を行った。

ウ　金庫は、「ア」記載の認識を有しながら、不動産の売買等に関する希望を有する顧客の情報を本部に集約して各支店、部署でこれを共有し、売買等に関与し成約に結びつけるという活動を長期間、組織的に行ってきた。これは売買代金を当該顧客に融資する、業績不芳の顧客の担保不動産を売却することで債権回収を行う等、金庫の利益を得るために行われていたものであり、多くの場合、子法人等である甲を形式的な仲介業者として関与させた。金庫が仲介業者とならず、仲介手数料等も取得しなければ、不動産仲介業を行うことにはならないという前提で、かかる業務を推進してきたのであるが、その様な理解が誤りであることは「コンプライアンス・ガイド」にも明記されているとおりであり、信用金庫法第５３条による他業禁止に違反している。

２　子会社等に係る業務報告書の作成等の違反

⑴　信用金庫法第３２条６項は、信用金庫がその総株主等の議決権の１００分の５０を超える議決権を有する会社を信用金庫の子会社とし、信用金庫及びその子会社の双方で、または信用金庫の子会社が単独でその総株主等の議決権の１００分の５０を超える議決権を有する会社も信用金庫の子会社とみなす、とする。

信用金庫法施行令第１１条の２第２項は、他の法人等の意思決定機関を支配している法人等として内閣府令で定める親法人等

によりその意思決定機関を支配されている他の法人等を子法人とする。また親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす、とする。

同条３項は、ある法人等（その子法人等を含む。）が出資、取締役その他これに準ずる役職への当該法人等の役員若しくは使用人である者若しくはこれらであった者の就任、融資、債務の保証若しくは担保の提供、技術の提供又は営業上若しくは事業上の取引等を通じて、財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる他の法人等（子法人等を除く。）として内閣府令で定めるものを、関連法人等とする。

そして信用金庫法は、これら子会社、子法人等、関連法人等をあわせて子会社等とし、以下のとおりに定める。

①信用金庫が子会社等を有する場合は、事業年度ごとに、信用金庫及び子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した業務報告書を作成し監督当局に提出する（同法第８９条１項、銀行法第１９条２項）。

②信用金庫が子会社等を有する場合は、事業年度ごとに、信用金庫及び子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、信用金庫の事務所に備え置き、公衆の縦覧に供する（法第８９条１項、銀行法第２１条２項）。

③信用金庫は各事業年度にかかる計算書類及び業務報告書並びにこれらの附属明細書を作成し（法第３８条１項）、これら計算書類等を５年間主たる事務所に備え置く（同条９項）。

⑵　金庫は、子法人等及び関連法人等への該当性を把握、確認、検証する体制を整えていなかったため、金庫（子会社等を含む）や金庫役員が出資する法人が上記の法の対象であるかを確認しないままに、子会社等（子会社を除く）は無いものとして、業務報告書等の作成・提出、開示及び備え置き等を行った。

具体的な子会社等の状況については以下のとおり。

⑶　甲について

① 現在の甲は、平成１７年に、(旧)甲と乙株式会社(以下「乙」という。)が合併して成立した。

② (旧)甲は昭和４１年に設立され、損害保険代理業、不動産の所有売買、管理、委託売買、賃貸並びに仲介等の不動産業務等を営んでいたが、信用金庫関連会社の業務規制に伴い、株主名簿上は金庫とは別の者を株主としながら、実質的には金庫が議決権を有する１００％子会社であった。

③ 乙は、平成３年、生命保険の募集、損害保険代理業及び不動産売買並びに仲介業務等の不動産業務等を営む会社として設立されたが、信用金庫関連会社の業務規制に伴い、金庫の子法人等に該当する可能性のあった同社が金融検査等に対象になることを逃れるため金庫の役職員等の議決権割合を外形上２０％未満としつつ、金庫の関係者(役員及び元役員)をあわせると８０％以上の議決権を有している、という金庫の子法人等に該当していた。

④ 現在の甲は、議決権のある株式数全２１株のうち、金庫が自己の計算で有している議決権２株、及び企業会計基準適用指針第２２号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」の「緊密な者及び同意している者がいる場合」９．柱書に定める「両者の関係に至った経緯、両者の関係状況の内容、過去の議決権の行使の状況等を踏まえて、実質的に判断する」との基準に照らし「緊密な者」に該当する者の議決権１６株を合わせると計１８株、持ち株比率８５．７１％となり、同社の議決権の過半数を占め、信用金庫法施行規則第１２０条１項２号ロ及び同号ホにも該当し、金庫の子法人等に該当する。

⑷ 丙株式会社について

丙株式会社(以下「丙」という。)は、金庫の再生支援先の関連会社として平成２７年に合同会社として設立され、令和３年に甲が業務執行社員となった。令和４年には株式会社化(甲が全株式７０株取得)、続いて増資により金庫が１０株を取得、その他

の計２０株も金庫役員４名が取得したのであり、金庫の子法人等に該当する。

⑸　丁株式会社について

金庫は丁株式会社（以下「丁」という。）の株式を保有していたところ、令和４年に、理事を務めていたＨ氏が同社の株式を取得したことにより（６，０００株)、金庫（７，０００株）及び金庫と「緊密な者」が保有する株式の議決権割合が２２．３７％に達し（全７０，０００株)、丁は金庫の関連法人等に該当するに至った。その後も同５年時点では甲が１４，０００株を取得して全９０，０００株のうち３１，０００株（３４．４４％）となり、関連法人等に該当する状態は、令和５年に、金庫及び甲が全株式を売却するまで継続した。

⑹　戊株式会社

戊株式会社（以下「戊」という。）は令和４年に設立され同５年には事業を全く行わないまま解散している。この間、金庫の役員が戊の議決権の５０％を保有し、同社の代表取締役に就任しており、金庫の関連法人等に該当していた。

⑺　以上のとおり、金庫においては、子会社等に該当する法人につき、適切に反映した業務報告書等を事業年度ごとに作成し、それを提出、開示及び備え置き等を行うべきであったにも拘わらず、これを行わなかったのであり、これは違法な行為である。

３　アームズ・レングス・ルール違反

信用金庫は、その特定関係者（当該信用金庫の子会社、当該信用金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者その他の当該信用金庫と政令で定める特殊の関係のある者をいう。）又はその特定関係者の顧客との間で、その条件が当該信用金庫の取引の通常の条件に照らして当該信用金庫に不利益を与える取引をしてはならない（信用金庫法第８９条１項、銀行法第１３条の２、以下「アームズ・レングス・ルール」という。)。

しかるに、金庫においては、特定関係者に該当する法人との不動産取引や融資取引に関して、アームズ・レングス・ルールに反すると疑われる事例が以下のとおり複数認められる。

⑴　金庫の特定関係者に対し、金庫の一般的な賃料よりも低廉な賃料で所有不動産を賃貸していると疑われる事例

①　丙の前身である合同会社に対するビル底地の賃貸

丙の前身である合同会社は、令和３年に代表社員に金庫の子法人等である甲がなって以降、信用金庫法第８９条１項で準用する銀行法第１３条の２及び信用金庫法施行令第１１条の２第２項に定める「親法人等及び子法人等又は子法人等が他の法人等の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、その親法人等の子法人等とみなす。」に該当し、金庫の子法人等に該当する。

金庫は、令和４年、当該合同会社に対し、苫小牧市の土地（ビル敷地）を賃料年間２０万４０００円で賃貸する賃貸借契約を締結した。

金庫は、自ら事後的に作成した資料において、金庫の考える一般的な賃料を年間５６万７５７５円と記載しているので、上記契約における賃料は、その約３分の１となっている。

上記契約における賃料が金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものであれば、アームズ・レングス・ルールに違反する。

ただし、上記金庫の考える一般的な賃料は、事後的に租税公課倍率法によって算定し、固定資産税及び都市計画税の５倍を適正としている。しかし、租税公課倍率法は、適正な賃料を算定する唯一の方法ではないことはもとより、これを採用する場合にも倍率を何倍とするのが適正であるかが一義的に定まっているものでもない。金庫が不動産を賃貸する際に、通常、租税公課倍率法を用いているというものでもない。適正賃料は幅があり得る概念なので、取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものといえるかどうかを判断するには、厳密には不動産鑑定士による鑑定を行って検討する必要がある。

もっとも、アームズ・レングス・ルールの観点から検討が行われていないことは、金庫も認めているところである。

②　甲に対するアパート底地の賃貸（苫小牧市）

金庫は、平成２８年、金庫の子法人等に該当する甲に対し、苫小牧市の土地を賃料年間１２万円で賃貸する賃貸借契約を締結した。

上記契約における賃料が金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものであれば、アームズ・レングス・ルールに違反する。

この件について、金庫が自ら事後的に作成した資料における金庫の考える一般的な賃料８万１０８６円を上回るものの、金庫が隣接地を他の者に建物所有目的で賃貸している事例と比較すると、約３分の１の賃料で賃貸している。

適正賃料は幅があり得る概念なので、取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものといえるかどうかを判断するには、厳密には不動産鑑定士による鑑定を行って検討する必要がある。

もっとも、アームズ・レングス・ルールの観点から検討が行われていないことは、金庫も認めているところである。

③　甲に対するアパート底地の賃貸（札幌市）

金庫は、令和元年、金庫の子法人等に該当する甲に対し、札幌市の土地を賃料年間３０万円で賃貸する賃貸借契約を締結した。

金庫は、自ら事後的に作成した資料において、金庫の考える一般的な賃料を年間１４４万円と記載しているので、上記契約における賃料は、その約５分の１となっている。

上記契約における賃料が金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものであれば、アームズ・レングス・ルールに違反する。ただし、適正な賃料の算定については、上記①と同じ問題がある。

もっとも、アームズ・レングス・ルールの観点から検討が行われていないことは、金庫も認めているところである。

④　甲に対する店舗及び駐車場の底地の賃貸（日高町）

金庫は、平成２９年、金庫の子法人等に該当する甲に対し、沙流郡日高町の土地を賃料年間４６万０８００円で賃貸する

賃貸借契約を締結した。

金庫は、自ら事後的に作成した資料において、金庫の考える一般的な賃料を年間９３万９４８５円と記載しているので、上記契約における賃料は、その約２分の１となっている。

上記契約における賃料が金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものであれば、アームズ・レングス・ルールに違反する。ただし、適正な賃料の算定については、上記①と同じ問題がある。

もっとも、アームズ・レングス・ルールの観点から検討が行われていないことは、金庫も認めているところである。

⑵　金庫の特定関係者から、金庫の店舗用建物として、金庫の他の賃借事例よりも高い賃料で賃借していると疑われる事例

①　甲からの店舗用建物の賃借（日高町）

金庫は、平成２９年、金庫の子法人等に該当する甲から、沙流郡日高町の建物を賃料年間１１８８万円で賃借する賃貸借契約を締結した。

これは他の企業から賃借している事例と比較し、約１．２倍から２．９倍の賃料であるとのことであるが、比較対象とされた支店のうち、ある支店については、金庫の説明によると、賃貸人の厚意により、他と比較すると安価な賃料設定を受けたとのことであり、２．９倍という数字はこれと比較したものである。他の支店の事例との比較では、１．１４倍から１．３２倍程度である。したがって、当委員会としては、必ずしも金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与えるものであって、アームズ・レングス・ルールに違反するとは判断しない。

もっとも、アームズ・レングス・ルールの観点から検討が行われていないことは、金庫も認めているところである。

⑶　金庫の特定関係者に対し、金庫の一般的な取引条件と比較し優遇された条件で貸出を実行している事例

①　丙に対する貸出

金庫は、融資業務取扱規程第１３条において、融資の申込みを受理したときは、「申込内容に基づき、申込人より借入資金の

使途及び必要理由等を聴取する」、「申込の事業計画の妥当性と計画に基づく弁済計画の蓋然性が高いこと」を確認する旨を定め、資金使途や弁済計画の蓋然性が高いことなどを審査することとしている。また、同規程１１８条において、設備資金の資金使途の事後検証として、「設備資金貸出については、必ず「設備資金使途確認証」を作成する。」、「事業計画（設備計画）に基づき自己資金の投入等を含め投資資金全体の資金トレースを行う。」と定め、融資の実行後は資金使途の検証を行うこととしている。

金庫は、令和２年、丙（の前身たる合同会社）に対し、資金使途をビル取得資金として、３０００万円を貸し出した。金庫は、当該貸出において、返済期間は５年間、返済金額は年額９０万円とし、最終回に２５００万円を返済することとしているが、最終回２５００万円の返済原資を検討しておらず、５年毎に返済額を見直しする条件を付している。

その後の当該合同会社（令和４年に株式会社化し、丙となる。）のキャッシュフローは、令和２年度はマイナス１３０万円、令和３年度２９０万円、令和４年度（見通し）２８０万円と推移し、令和４年時点で最終回の２５００万円を返済できるほどのキャッシュフローは見込まれていなかった。

そのような中、金庫は、丙に対し、令和４年、資金使途をビル修繕資金として、１２００万円を貸し出した（以下、この項において「本件貸出」という。）。本件貸出において、返済期間は１０年間とされた。融資稟議においては、既存返済額が年額９０万円であるのに対し、キャッシュフローは２９０万円であり、本件貸出を含めても返済原資は確保されているものとした。

また、実際には、ビルの修繕及びその費用の支払は、本件貸出前に済んでおり、本件貸出時に金庫はこれを認識していた。結果、本件貸出による貸付金は、丙の現預金として滞留する結果となり、修繕費用として使われていない。

以上のとおり、金庫は、既存貸出の返済の８割以上が最終回に行われることを考慮せずに本件貸出の返済原資の十分性を

検討していることに加え、資金使途が実態と一致していないことを把握しながら、本件貸出を実行していることから、本件貸出は、金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与える取引というべきである。

② 甲に対する貸出

金庫は、融資業務取扱規程第５条において、設備資金に関する証書貸付の融資の期間を原則として設備の法定耐用年数以内と定めている。また、同規程第４０条において、証書貸付について、「２年以内の据置期間を設けることができる」と定めている。また、投資用不動産ついては、平成３１年２月１２日付け事務連絡「投資用不動産向け融資に係る案件審査について」において、返済期間は原則法定耐用年数以内としているが、実際の運用においては、ＲＣ造アパートについては、一般的に法定耐用年数の４７年ではなく３０ないし３５年程度としている。

金庫は、令和元年、甲に対し、資金使途をアパート建築資金として、２億２０００万円を貸し出した（以下、この項において「本件貸出」という。）。本件貸出において、返済期間は４７年、据置期間は３年としている。また、融資稟議時の収支計画では、２年目から５年目以外は返済に必要なキャッシュフローも生み出せていないため、甲の他のキャッシュフローからの補填で対応する計画となっているが、金庫は、自己資金を増額させたり建築費を見直したりすることによって貸出額を圧縮するなどの検討を行っていない。

以上のとおり、本件貸出は、金庫の取引の通常の条件に照らして金庫に不利益を与える取引というべきである。

4　忠実義務違反ないし善管注意義務違反

理事は、法令及び定款並びに総会の決議を遵守し、信用金庫のため忠実にその職務を行わなければならない（忠実義務、信用金庫法第３５条の４）。また、信用金庫法第３３条において、信用金庫と役員の関係は、委任に関する規定に従うと定められている。よって、理事及び監事は、信用金庫に対して、委任の本旨に従い、善良な管

理者の注意をもって、その職務を行わなければならない（善管注意義務、民法第６４４条）。

したがって、理事及び監事は、第三者との取引に際し、信用金庫に不利益が生じないよう、取引の目的や必要性、価格の妥当性等について、慎重に検討し、取引の適否を判断することが求められる。

しかるに、金庫においては、以下のとおり、不動産の購入、非上場株式の売買及びゴルフ会員権の購入にあたり、取引の目的や必要性、価格の妥当性等について、十分な検討が行われないまま、通常の取引価格と比べ、金庫に不利な条件で取引が行われている事例が認められ、理事及び監事の忠実義務違反ないし善管注意義務違反が認められる。

⑴　事業用としての利用計画がない中、価格の妥当性や事業用としての必要性を検討しないまま、土地建物の購入を決定している事例

①　金庫は、平成２７年、Ｂ氏から、苫小牧市の土地を３２００万円で購入した（以下、本項において上記の各土地を「本件土地」という。）。

購入時の稟議書に記載された購入理由とは異なり、実際には、主たる目的は、Ｂ氏の支援及び債務圧縮を図ることであった。当該土地は、Ｂ氏が駐車場用地として賃貸していたものであるところ、売買契約書には、この売買をもって賃貸人がＢ氏から金庫に変更となり、爾後金庫と賃借人との間で賃貸借契約を締結する旨の記載があり、実際に金庫支店の駐車場として利用する計画はなく、購入後も賃貸を継続している。

購入価格は路線価の約１．５倍となっている。なお、金庫は、事後的に不動産鑑定士に鑑定を依頼しているが、令和６年１２月１日を価格時点とする不動産鑑定評価書によると、当該土地の鑑定評価額は１３９０万円である。

取得稟議書を承認した理事は、事業用としての具体的な利用計画がない中、価格の妥当性や事業用としての必要性を十分に検討しないまま、購入を決定しており、忠実義務ないし善管注意義務に違反しているというべきである。また、常勤監事は、

このような理事の判断に対し、何ら意見を表明している形跡は無く、善管注意義務に違反しているというべきである。

② 金庫は、平成２９年、苫小牧市の土地を合計７０００万円で購入した（以下、本項において上記の各土地を「本件土地」という。）。

購入時の稟議書に記載された購入理由について、金庫が本件土地を利用して具体的にどのような事業を実施していくのかは検討されていなかった。

購入価格について、稟議書には、参考として、路線価による坪単価は１５万２０００円であることが記載されており、購入価格の坪単価は２９万９０００円であることから、路線価の約２倍となっている。金庫は事後的に不動産鑑定士に鑑定を依頼しているところ、令和６年１１月１２日付け不動産鑑定評価書は、隣接する苫小牧市の土地と一体で評価したものであるが、仮に単純に面積比で按分した場合、本件土地の鑑定評価額は２３８３万９０００円となる。

取得稟議書を承認した理事は、事業用としての具体的な利用計画がない中、価格の妥当性や事業用としての必要性を十分に検討しないまま、購入を決定しており、忠実義務ないし善管注意義務に違反しているというべきである。また、常勤監事は、このような理事の判断に対し、何ら意見を表明している形跡は無く、善管注意義務に違反しているというべきである。

③ 金庫は、令和４年、苫小牧市の土地を９３０９万５０００円、同土地上の建物を８９０万５０００円（税別）で購入した（以下、本項において上記各土地を「本件土地」、上記建物を「本件建物」という。）。

購入時の稟議書に記載された購入理由について、金庫が本件土地を利用して具体的にどのような事業を実施していくのかは検討されていなかった。

購入価格について、稟議書において、本件土地については、路線価を基として算定した額として１億００２２万５０００円と記載され、本件建物については、築５４年が経過している

ことから評価せず、更地価格として評価したとしつつ、建物解体除去費は控除していない。なお、金庫は事後的に不動産鑑定士に鑑定を依頼しているが、令和６年１２月１日を価格時点とする不動産鑑定評価書によると、本件土地の鑑定評価額は８３６０万円、本件建物の鑑定評価額は１１０万円である。

取得稟議書を承認した理事は、事業用としての具体的な利用計画がない中、価格の妥当性や事業用としての必要性を十分に検討しないまま、購入を決定しており、忠実義務ないし善管注意義務に違反しているというべきである。また、常勤監事は、このような理事の判断に対し、何ら意見を表明している形跡は無く、善管注意義務に違反しているというべきである。

⑵　金庫が過去に減損処理したゴルフ場運営会社の株式を購入するにあたり、価格の妥当性や購入目的を検討しないまま購入し、同ゴルフ場の会員権を価格の妥当性を検討しないまま購入している事例

金庫は、己株式会社（以下「己」という。）の株式２０００株（額面１００万円）を所有していたが、己が平成２０年度決算において債務超過となったため、平成２１年３月、備忘価格１円を残して減損処理をした。

己は、令和３年度決算においても約１億１５２６万円の繰越欠損を抱えていた。

しかし、金庫は、令和４年、己の株式２０００株を額面金額１００万円にて購入した。

購入時の稟議書において、購入する理由について、「直近２期は新型コロナウイルスの影響から集客が減少し、最終赤字となったものの、規制緩和の流れから集客は回復基調にある。ゴルフ場の立地は・・・好立地であり、平時は観光客や会員を主とした固定客により無難な推移が見込まれる。同社株式は既に２千株保有しているものの、既存の取引振り等を考慮し、新たに２千株を買付いたしたい。」と記載されている。しかし、実際には、価格も含めてＡ氏の指示によるものであるところ、上記のとおり多額の繰り越し欠損を抱えている会社の株式を額面で取得する必要性につ

いて、十分に検討されていなかった。

また、金庫は、同年、己の運営するゴルフ場のゴルフ会員権２口を、１口当たり会員権代金９万円、名義変更料１１万円、合計４０万円で購入した。

取得時の稟議書には、取得の理由について「役職員の福利厚生並びに総合的な取引の見地から」との記載があり、ゴルフ会員権取引業者のホームページを印刷したものが添付されており、それには相場として１万円から１０万円との記載があった。実際には、A氏の指示に基づいて取得したものであるところ、取得する必要性について、十分に検討されていなかった。

金庫は、令和５年３月末の決算において、ゴルフ会員権取引業者に同会員権の評価を求めたところ、２口で３万円との評価であったため、３５万円を減損処理した。さらに、令和６年３月末の決算において、同様に評価を求めたところ、売買実績なく評価できない旨の回答であったため、備忘価格１円を残して減損処理した。

稟議書を承認した理事は、購入目的や価格の妥当性を十分に検討しないまま、購入を決定しており、忠実義務ないし善管注意義務に違反しているというべきである。また、常勤監事は、このような理事の判断に対し、何ら意見を表明している形跡は無く、善管注意義務に違反しているというべきである。

⑶　金庫が所有していた非上場会社の株式売却にあたり、売却価格の妥当性について検討しないまま、簿価で売却している事例

金庫は、非上場会社である丁の株式７０００株を所有していたが、令和５年、金庫のＯＢでもある者に対し、一株５００円で売却した。売却稟議において、売却価格の算定根拠は記載されていない。購入直近の同社の決算書によると純資産額は４億４８４８万５０００円であり、１株当たりの純資産額は約５９００円である。

売却することは、購入者側からの要望によるものではなく、A氏の指示によるものであったところ、指示を受けた理事は、購入者側からの提示額に対し、１株当たりの純資産額との乖離は認識

しつつ、購入者側が納得する客観的評価額を示すことは難しく、Ａ氏の指示を迅速に実行する必要を感じたことなどから、提示額のとおり、１株５００円で売却する稟議を行った。

稟議書を承認した理事は、価格の妥当性を十分に検討しないまま、売却を決定しており、忠実義務ないし善管注意義務に違反しているというべきである。また、常勤監事は、このような理事の判断に対し、何ら意見を表明している形跡は無く、善管注意義務に違反しているというべきである。

5　不祥事件（疑い含む）

⑴　庚ゴルフ場の会員権購入

ア　該当事実

金庫（行為者はＥ常務理事）は、平成２２年Ａ氏から、庚ゴルフ場の会員権を多く見積もっても時価６０万円相当のところ、金２４０万円にて購入した。

イ　経緯

庚ゴルフ場の会員権は、金庫でも２口所有しており、平成４年１１月では１口額面７００万円であったが、平成１３年１月には、預託金の一部償還と分割が行われ１口額面２１０万円となっていた。その後、庚ゴルフ場の経営会社の経営難により償還金の切下げなどがあり、平成２１年３月末には１口の簿価を６０万円と減損処理をしている状況にあった。

平成２２年、経営会社が庚ゴルフ場の会員権について、その権利内容を更に切り下げる旨の通知を行った。

Ａ氏は、同年に、自身が所有する庚ゴルフ場の会員権（預託金額２４０万円）について、金庫で額面である２４０万円で買い取るよう要求をした。

金庫内部では役員との取引であって理事会付議案件であり、この金額では問題であるということで反対の声もあったが、Ｅ常務理事が独断で買取りを決め、形式的にはＡ氏からではなく、同経営会社から直接購入する形を採って買い取った。金庫内では、２４０万円の支出に対応して、購入後の同会員権について簿価を６０万円として資産計上し、残１８０万円について交際

費として経費処理した。

⑵　役員専属自動車運転手の私的利用

金庫では、保有車両を用いて役員の送迎・移動を行っているところ、運転については、辛株式会社（以下「辛」という。）に業務委託をしている。

Ａ氏が、令和２年から令和６年までの間で、４２回にわたり、金庫において Ａ 氏の業務予定があると把握していない用件のために業務時間（平日の就業時間）外に金庫の車を利用（運転は辛の運転手）した事実が認められ、これにより金庫が辛に支払う業務委託費が増えており、金庫に損害を与えたものとして背任罪に該当する可能性がある。

⑶　クレジットカードの目的外利用

金庫では、法人会員として「しんきん法人クレジットカード」を保有しており、同カードは総務部長が現物を管理している。

Ａ氏は、令和５年、金庫人事部長に、同クレジットカード利用に伴い付与されるポイントの利用を考えて、私用で使うＶＪＡギフトカード１５０万円分を同クレジットカードを用いて購入することを指示した。同人事部長は代金である１５０万円（ギフトカード送料を含めると１５０万０６３０円）をＡ氏が負担するということであったので、この指示に従い、同年、同ギフトカードを購入し、届いたギフトカードをＡ氏に渡した。Ａ氏は１５０万０６３０円を同人事部長に渡した。

その後、同人事部長は、このクレジットカードで付与された７５００ポイント（ＶＪＡギフトカードに交換可能である）の内、５０００ポイント分について、ＶＪＡギフトカード（人事部保管分。下記(4)参照）を先渡しする形で、Ａ氏に渡している。

第４　関係者の法的責任

前記第３の１ないし３で述べたように他業禁止違反、子会社等に係る業務報告書の作成等の違反、アームズ・レングス・ルール違反が認められ、これら違反に関与した役員（違反のあった時期に在籍していた役員全て）は、経営責任を負う。また、忠実義務違反ないし善管注

意義務違反（不祥事件含む）については、損害賠償責任を負う。以下、損害賠償責任について述べる。

1　A氏

⑴　不祥事件

第３の５に挙げた不祥事件はいずれもＡ氏が関与しており、その法的責任について以下で検討する。

ア　不祥事件⑴－第３の５⑴の「庚ゴルフ場会員権購入」

庚ゴルフ場会員権購入については、第３の５⑴記載の通りの事実が認定できる。形式的にはＡ氏からではなく、経営会社から直接購入する形を採っているものの偽装工作にすぎず、金庫とＡ氏の間の取引であり、利益相反取引に当たる。また、金庫がＡ氏から買い取った価格は不相当に高い。当時、Ａ氏は理事であり、当該取引は、善管注意義務違反（法３５条の４、民法６４４条）に当たる。

また、購入行為（＝任務違背行為）自体は内部決裁の主導、ゴルフ倶楽部への登録等の行為をＥ氏（当時の常務理事＝他人のために事務を処理する者）が行っているところ、当該取引はＡ氏に利益をもたらす取引であることは明白であり（＝第三者図利目的）、金庫に損失が生じているので、Ｅ氏に背任罪が成立する。指示を与えたＡ氏は理事の立場にある（身分がある）ので共同正犯となる（行為者ではないＡ氏が主体とならないとの弁解はあり得るが、共犯となることにつき、大阪高等裁判所平成２６年６月１３日判決参照）。

もっとも、善管注意義務違反による損害賠償債権と背任罪のいずれも時効期間を経過している（前者は１０年（民法１６６条１項２号）、後者は５年（刑事訴訟法第２５０条２項５号、刑法第２４７条）。

イ　不祥事件⑵－第３の５⑵の「役員専属自動車運転手の私的利用」

役員専属自動車運転手の私的利用については、事実であれば背任罪に当たる可能性がある。

前記のとおり、Ａ氏が令和２年から令和６年までの間で、４

２回にわたり、金庫においてＡ氏の業務予定があると把握していない用件のために業務時間（平日の就業時間）外に金庫の車を利用（運転は辛の運転手）しており、背任行為が疑われるところではある。

しかし、この４２回の利用につき金庫の「外部総会予定等一覧」にＡ氏の予定の記載がないこと及び役員専属自動車の運転手のゴルフの打ちっ放しやコンビニエンスストアでの買い物に行ったことがある旨の抽象的な供述が証拠として存するのみである。残されている運転日誌において行き先は市町村レベルで記載されており、運転日誌からは具体的な行き先・用件を推認することができず、他に私的利用を裏付ける証拠がない。営業店訪問、顧客訪問、潜在的なものを含め取引関係のある関係先での行事・会議等の出張での利用も公的利用といえ（制定には至っていないものの「役員公用車（クラウンマジェスタ）使用規則（案）」では実際これらの目的に類するものは役員公用車の使用目的と定めている。）、さらには役員が旧知の顧客、経済要人のもとを訪れる際に利用することも私的利用ではないことから、「外部総会予定等一覧」にＡ氏の予定の記載がない時間帯での利用（記録上４２件が該当）のすべてが私的利用であることを意味するものではない。予定の記載のない日の利用について私的利用と認定するためには、実際に行き先が私的な用件であったことを立証できる必要があるところ、運転手供述のみで全てが私的利用であったと認めることはできず、Ａ氏の供述も根拠に含めて選別する必要があるところ、当委員会によるＡ氏の聴取ではＡ氏は年齢及び疾病の影響により記憶の減退及び供述能力の低下が認められたこともあり、選別作業は実際上不可能である。

したがって、裁判に耐えうる事実認定としては役員専属自動車運転手の私的利用を認めることはできない。

なお、仮に純粋な私的利用を特定することができた場合、特定された私的利用については背任罪に該当すると思料される。

ウ　不祥事件⑶－第３の５⑶の「クレジットカードの目的外利用」

クレジットカードの目的外利用については、社会的事実としては、使用目的（動機）を重視して実態はＡ氏が使用するもので、それを隠し、金庫が利用するもだと偽ってクレジットカードを使用していると評価でき詐欺罪に当たるのではないかとも思われる。

しかし、クレジットカードの金庫における使用目的から外れた利用の事実自体は認めることができるものの詐欺罪は成立しない。金庫がクレジットカードを利用してギフトカードを購入後そのギフトカードをどう利用処分するか、発生したポイントをどう利用処分するか、金庫がクレジットカード会社に払う決済資金をどう調達するかについて、ギフトカード購入に当たって加盟店に対して申告する義務はなく、これらを告げずにクレジットカードを利用して購入する旨申し込むことは、欺罔行為（不作為による欺罔）に該当しないからである。なお、金庫のクレジットカードを用いてギフトカードを購入したのは人事部長であり、Ａ氏が間接正犯だと評価できるほどの支配を人事部長に及ぼしているものではなく、刑法上はＡ氏が直接金庫のクレジットカードを利用したとの評価はできない。そのため、Ａ氏が金庫のクレジットカードを無断使用しており、その無断使用の事実を隠して契約をしていた（不作為の欺罔行為があった）として詐欺罪が成立することはない。

エ　まとめ

以上のとおり、不祥事件とされるＡ氏が関与した行為について、実際に不祥事件といえるのは、上記⑴の事案のみである。もっとも、時効期間が経過していることは指摘したとおりである。

⑵　不祥事件のほかの善管注意義務違反について

Ａ氏は、前記第３の４⑴①、②及び③記載の各不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時、同⑶記載の株式の売却時のいずれについても非常勤理事として稟議書に押印することで同意をしており、善管注意義務違反が認められ、Ａ氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第３の４⑴①の事案についての責任につい

ては時効期間が経過している。

2　C元理事長

前記1⑴のとおり、庚ゴルフ場会員権の購入はE氏とA氏の共犯による背任行為であり、C氏は当時理事長として稟議書に押印することで購入を承認しており、背任行為を阻止していない。これは善管注意義務違反に該当し、C氏は金庫に対し、損害賠償責任を負う。もっとも時効期間は経過している。

3　D前専務理事（元常勤監事）

前記1⑴のとおり、庚ゴルフ場会員権の購入はE氏とA氏の共犯による背任行為であり、D氏は当時常勤監事として稟議書に押印することで購入に異議を述べておらず、背任行為を阻止していない。これは善管注意義務違反に該当し、D氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。もっとも時効期間は経過している。また、前記第3の4⑶記載の株式の売却時に、専務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、この件についてもD氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

4　E元理事長（元常勤監事）

前記1⑴のとおり、庚ゴルフ場会員権の購入はE氏とA氏の共犯による背任行為である。背任行為は同時に善管注意義務違反に該当するため、E氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。また、前記第3の4⑴①記載の不動産購入時に、常勤監事として稟議書に押印することで購入に異議を述べておらず、善管注意義務違反が認められ、この件についてもE氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、いずれも時効期間は経過している。

5　F元常務理事（元常勤監事）

F氏は、前記第3の4⑴①記載の不動産購入時、常務理事として稟議書において承認の押印をしているほか、②記載の不動産購入時には常勤監事として稟議書に押印することで購入に異議を述べておらず、善管注意義務違反が認められ、F氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

6　G元理事長

G氏は、前記第3の4⑴①及び②記載の各不動産購入時に、それぞれ理事長、専務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、G氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

7　H元会長

H氏は、前記第3の4⑴①及び②記載の不動産購入時に、それぞれ会長、理事長として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、H氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

8　I元専務理事

I氏は、前記第3の4⑴①及び②記載の不動産購入時に、それぞれ専務理事、常務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、I氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

9　J元理事

J氏は、前記第3の4⑴①記載の不動産購入時に、常勤理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、J氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

10　K元専務理事

K氏は、前記第3の4⑴①、②及び③記載の各不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時、同⑶記載の株式の売却時に、それぞれ理事、常務理事、専務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、K氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

11　L元常務理事

L氏は、前記第3の4⑴①記載の不動産購入時に、常務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認め

られ、L氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

12　M前常務理事

M氏は、前記第3の4⑴①ないし③記載の各不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時に、それぞれ理事ないし常務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、M氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。なお、前記第3の4⑴①の事案についての責任については時効期間が経過している。

13　N前理事長

N氏は、前記第3の4⑴②及び③記載の各不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時、同⑶記載の株式の売却時に、それぞれ常務理事ないし理事長として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、N氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

14　O元常務理事

O氏は、前記第3の4⑴②及び③記載の各不動産購入時に、それぞれ常務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、O氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

15　P元常務理事

P氏は、前記第3の4⑴②記載の不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時に、それぞれ理事ないし常務理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、P氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

16　Q元理事

Q氏は、前記第3の4⑴③記載の不動産購入時に、理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、Q氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

17　R元理事

R氏は、前記第3の4⑴③記載の不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時及び同⑶記載の株式の売却時に、それぞれ理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、R氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

18　S元理事

Ｓ氏は、前記第３の４⑴③記載の不動産購入時に理事として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、Ｓ氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

19　Ｔ前理事

Ｔ氏は、前記第３の４⑴③記載の不動産購入時に理事兼起案者として稟議書において承認の押印をしており、善管注意義務違反が認められ、Ｔ氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

20　Ｕ元常務理事（前常勤監事）

Ｕ氏は、前記第３の４⑴③記載の不動産購入時、同⑵記載の株式の購入時及び同⑶記載の株式の売却時に、常勤監事として稟議書に押印することで購入や売却に異議を述べておらず、善管注意義務違反が認められ、Ｕ氏は金庫に対し損害賠償責任を負う。

第５　今後の改善策

１　以上のとおり、金庫は、長期間にわたり数多くの違法行為、忠実義務に反する経営を継続してきたと言わざるを得ない。

２　かかる不適切な経営が長期間にわたって改善されることなく継続してきたことの大きな要因としては、理事長であったＡ氏が、理事長職を離れた後も、金庫において隠然とした強い影響力を保持し、経営における適法、適切な意思決定を阻害し、Ａ氏個人の意思が優先される企業風土、経営姿勢が強固に構築されるに至ったこと、更にはＡ氏の判断、意思それ自体が違法な経営へと導いてきたことは否定できない。

今後金庫が適法、適切な経営を継続していくためには、このような法に基づく経営の仕組みを無視する属人的な企業運営を二度と行わないことが必要である。この点、Ａ氏は既に退職し、金庫との接点は無くなっていることから、同人により経営が歪められることは現実的には考え難い。

しかし今回の問題の本質は、法、あるいは内部規範により本来予定された制度、仕組みが機能しなかった点にあり、その問題が解決されなければ、別の人物、要因により再び今回と同様の問題を発生させかねない。そのようなことが今後起きないように、実効性のあ

る改善を図る必要がある。

3　金庫からは、既に一定の改善策が提示されているので、それらについて検討する。

⑴　経営責任の明確化としての役員交代、報酬減額等

前理事長をはじめとする理事・監事等役員計７名が退任し、新たな役員７名が選任された。Ａ氏による不当、違法な経営を看過し、果たすべき義務を果たしてこなかった旧役員の刷新は妥当である。新役員には金融機関における法令遵守、内部監査等に豊富な知見を有する外部人材を採用した点も評価して良い。

また、上記退任前の役員に対する報酬の一部減額、役員賞与不支給の措置を取っている点は、一定の責任の明確化として評価して良い。

過去の違法、不当な業務執行に関し、それらに対して責任を負う（元）役員らに対して、損害賠償請求権が認められるものについては賠償請求を行い、責任を問うことが必要である。また、金銭的な損害が生じているとの評価はできないものの、不当な業務執行に対しては、それぞれの責任の内容に応じて、規定に基づき、報酬の減額その他の処分を行う、留保されている退職金支給の有無・金額を決定するに際して考慮する、等の形で適切な責任追及を行うことが必要である。

⑵　理事会・監事による経営監視・牽制が適切に機能する経営管理態勢の確立

適切な経営態勢の構築のために、金庫においては上記の役員の交代を行い、法令遵守等の知見を有する外部人材を採用し経営にあたることにした点、また理事会の議論の正常化、活性化のために役員に対して理事会資料を早期に提供することとした点、理事会、監事会の開催頻度を増加した点、「業務改善委員会」を設置運用し、改善計画をはじめ業務全般の問題点を洗い出し、理事会、常務会に提言することとした点、役員定年内規を厳格にして同一人物が長期間経営に関与できないように各種内部規定を整備した点、等の改善がなされているということであり、これらは適法、適正な経営態勢の構築に資するものである。

ただし、体制、規定が整備されても、それらが本来のあるべき形で運用する姿勢が無ければ再び誤った経営に陥りかねない。役員のみならず、全役職員の適正な経営に向けての意識の涵養とその継続が不可欠である。

⑶　法令等遵守態勢の確立（子会社等を含む）

子会社等が違法な業務を行っているという点、金庫としても違法な不動産関連業務を行っている点、について改善策においては、法令上行い得ない業務は廃止、譲渡等を速やかに行って解消するとしており、この点は妥当である。速やかに適法な経営を実現すべきである。

またそのような問題点の再発防止のために、役職員の法令等遵守実現のための手引書たるコンプライアンス・ガイドの修正を行うこと、勉強会を実施して「他業禁止」の意識浸透を図るとしている点は妥当である。更に、監事の参加する会議や閲覧文書の拡大をしている点、コンプライアンス統括部門について外部人材を招聘し、あわせて人員も拡充した体制整備を図っている点、規程類の再整備、教育体制の充実を図っている点も有用である。

⑷　内部監査態勢の充実・強化

既に監査部を理事長直轄部門として他部門からの独立性を高め、各種会議への出席、各種資料の閲覧等を可能にして積極的な活動が可能になる態勢を整えているほか、理事会・常務会が監査部門の監査が有効に行われているかを評価するとしたこと、内部監査の在り方をより高度化すること、監査人材を育成すること、等を行うこととしており、いずれも妥当な改善策である。

4　金庫による一連の改善策は適切な内容であるが、規定、体制を整備してもそれらが現実に機能しなければ従前と同様の状況になりかねないことは既に指摘した。

それを防ぐためには、役職員の意識を常に高めていくこと（全役職員に対し、こまめに研修、意見交換等を行っていくことは必要であり有効であると考えられる）、少数の役員等が独断で誤った経営を行うことができにくい仕組みの構築（既に提示されている改善策に加え、どのような立場の者が不当な業務遂行をしても適切に機能

する外部通報窓口の整備と、その金庫内への周知徹底も有効性が期待できる。また、法令等遵守態勢に関する識見、能力を有する外部人材の継続的な採用も有効であると考えられる。)、が重要であり、このような視点に立って、引き続き経営の在り方、実情を不断に見直し検討していくことが必要である。

以上